

# 学校いじめ防止基本方針

大阪府立清水谷高等学校  
令和6年5月31日改訂

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する民主的な人間の育成」を人権教育の基本方針に定め、人権教育を推進している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、安全で安心な学校生活を実現するため、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 名称

いじめ事案対策委員会

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談委員長、人権教育推進委員長

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 早期発見・事案対処
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立清水谷高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知  高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約  生徒面談	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知  生徒面談	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知  生徒面談	第1回 委員会 (いじめの定義、年間計画の確認)
5月	人権に関するアンケートの実施  校外学習			「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
6月	体育祭	体育祭	体育祭	
7月	①いじめ等アンケートの実施  保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	①いじめ等アンケートの実施  保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	①いじめ等アンケートの実施  保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第2回 委員会 (アンケート回答確認)
8月				
9月	文化祭	文化祭	文化祭	
10月	②いじめ等アンケートの実施  HR 合宿	②いじめ等アンケートの実施  HR 合宿	②いじめ等アンケートの実施	教職員研修 (SC より)  第3回 委員会 (アンケート回答確認)
11月	人権 HR 実施	人権 HR 実施	人権 HR 実施	
12月	③いじめ等アンケートの実施  壱月祭	③いじめ等アンケートの実施  壱月祭		教職員人権研修 (学校・PTA 共催)  第4回 委員会 (アンケート回答確認)
1月				
2月	耐寒行事	耐寒行事		第5回 委員会 (今年度の取組の検証)
3月				

## 5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ事案対策委員会を、年度当初と各学期の終わりに年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

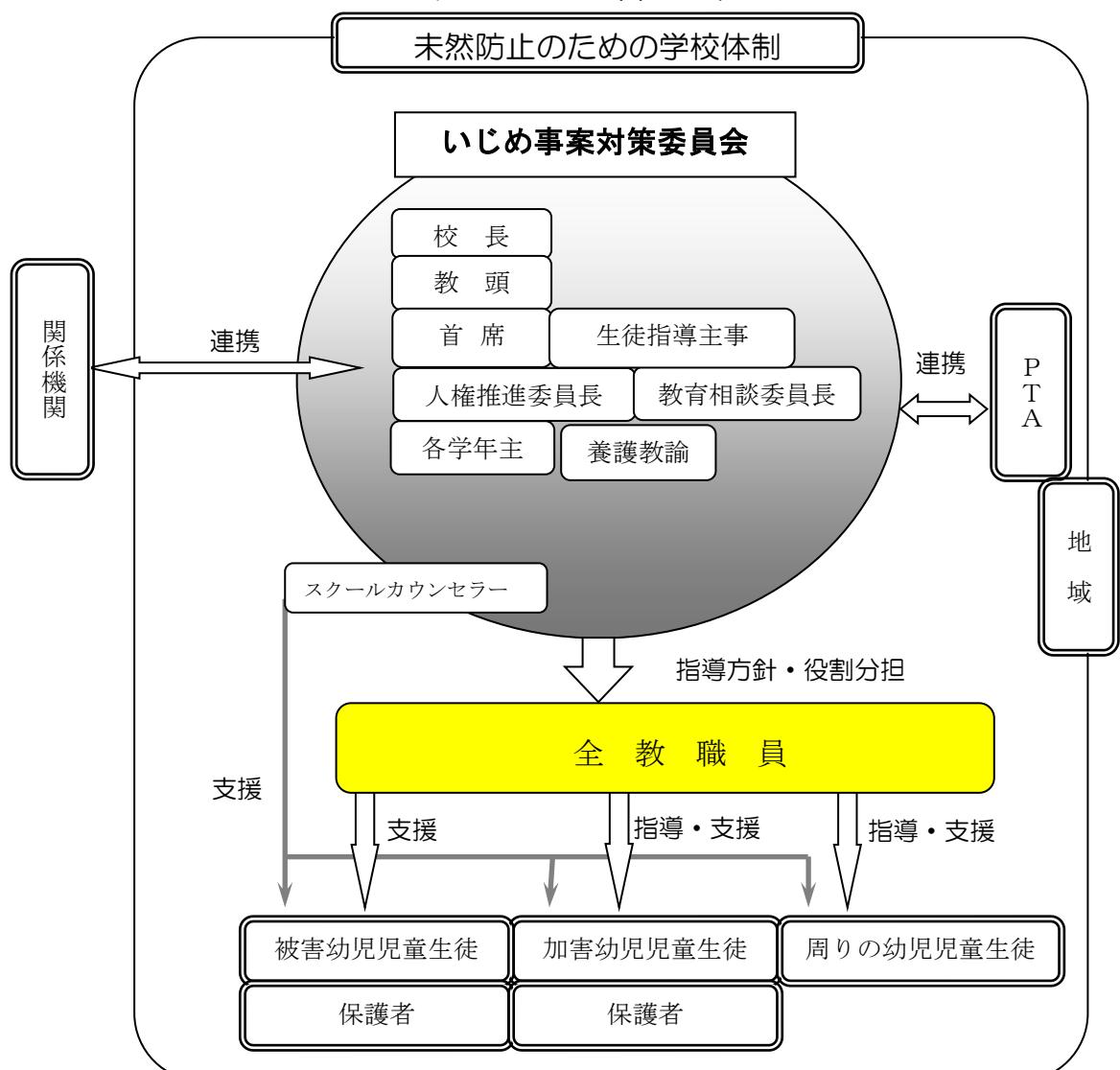
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

## 校 内 体 制



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員研修の充実を図る。また職員会議や担任会議等を通じて生徒情報の共有化に努める。
- 生徒に対しては3年間を通じた人権HRを計画的に実施する。1年次には望ましい仲間づくりを目的に、2・3年次には他者の痛みや感情を共感的に受容できることを目的に、また人権に関する知識・理解の促進を目的に実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、人権HRだけでなく日常の授業や部活動指導においても適切な指導方法の確立を図る。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学級や部活動における生徒の人間関係を把握することや、ささいな表情の変化も見逃さない生徒観察を行うことを心がける。
- 主体的学習態度を育成するために、「授業見学週間」の取組みや、授業アンケート等の取組みを推進する。
- 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、文化祭や体育祭など学校行事の活性化に努める。
- ストレスに適切に対処できる力を育むために、部活動への参加を奨励し、問題解決能力の向上と豊かな人間関係の育成を図る。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、具体的な事案に基づいた事例研究や日常的なOJTによる研修を充実させる。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むため、生徒の活動の成果をしっかりと評価できるシステムを確立する。また、学校行事を可能な限り計画段階から生徒主体で進めるよう心掛ける。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、HR活動や自治活動の充実を図る。互いを知り他者を尊重する姿勢を育むとともに、自己の存在価値を認め、円滑な人間関係を築くための機会とする。

## 第3章 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れてい  
るいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が  
求められている。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として年度当初に全校生徒を対象に、「人権に関するアンケート」  
を人権教育推進委員会が主体となって実施する。また年3回(最終学年は年2回以上)  
「いじめ等アンケート」を実施し、正確な状況把握に務める。  
定期的な教育相談の取組みとして、毎日昼休みに「相談室」に担当教員を配置し、  
生徒の相談を受ける。さらにスクールカウンセラーとの個人面談を適宜実施する。  
各学級担任が始業前及び終業後のホームルーム等を活用し、生徒間の人間関係の  
把握に努めたり、個別生徒の表情の変化を的確にとらえることを心掛ける。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、個人懇談や保護者集会等を通して生徒の様子  
について情報交換したり、学校運営協議会への意見書や学校評価に関するアンケー  
ト(学校教育自己診断)結果を活用する。また、ホームページや保護者へ配信するメ  
ールの充実を図り、積極的な情報公開に努める。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を構築する  
ためや生徒情報の共有化を図るため、個人面談や家庭訪問等により日頃から話を傾  
聴することを心掛け、相互の信頼関係づくりに努める。さらに学校とPTAの共催に  
よる研修会を実施することで、共通の話題での意見交換を行う。
- (4) 教育相談委員会作成の通信やホームページにより、相談体制を広く周知する。  
学校評価に関するアンケート(学校教育自己診断)結果や学校運営協議会よりの意  
見を踏まえ、「いじめ防止」のための取組みが適切に機能しているかなどについて定  
期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人  
情報保護の観点に留意しつつ関係機関との連携を図り、必要な情報の提供や収集を行  
う。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及ん  
だ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年  
の事象によると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛み  
を感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よっ  
て、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持

ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ事案対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ事案対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのために、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業やホームルーム活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ事案対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重とともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (4) 学校・PTA共催の人権研修や懇談会などを通じて、保護者に対し、ネット上のいじめについては大人の目に触れにくく、発見しにくいことへの理解を求める。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間: 少なくとも3か月を目安)

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

## 第5章 その他

「いじめ未然防止」のための、HR活動及び教職員研修の企画・啓発活動・アンケート実施等については「人権教育推進委員会」が担当する。